

平成 21 年 3 月 31 日

各 位

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
パシフィックホールディングス株式会社
管 財 人 前 田 俊 房
(コード番号：8902 東証第一部)
問い合わせ先 更生管財人室
TEL 03 (5251) 8955

当社及び当社子会社の会社更生手続開始決定に関するお知らせ

当社及び当社の連結子会社であるパシフィックリアルティ株式会社、有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメントは、平成 21 年 3 月 31 日午後 3 時、東京地方裁判所から会社更生手続開始決定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけするところとなり、心よりお詫び申し上げます。今後は、裁判所より選任されました裁判所の監督のもと、従業員一同、事業の再建に向けて全力を尽くしてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 会社更生手続開始決定

(1) パシフィックホールディングス株式会社

平成 21 年 (ミ) 第 18 号会社更生手続開始申立事件 (平成 21 年 3 月 10 日申立) について、平成 21 年 3 月 31 日午後 3 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受けました。

(2) パシフィックリアルティ株式会社

平成 21 年 (ミ) 第 19 号会社更生手続開始申立事件 (平成 21 年 3 月 10 日申立) について、平成 21 年 3 月 31 日午後 3 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受けました。

(3) 有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント

平成 21 年 (ミ) 第 20 号会社更生手続開始申立事件 (平成 21 年 3 月 10 日申立) について、平成 21 年 3 月 31 日午後 3 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受けました。

2. 管財人の氏名 (3 社共通)

管財人	弁護士	前 田 俊 房
管財人代理	弁護士	市野澤 要 治
	同	佐 藤 三 郎
	同	宇田川 博 史
	同	佐 藤 弘 康
	同	清 水 豊
	同	矢 野 領

3. 会社更生法手続に関する今後の主な予定（3社共通）

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| ①更生債権の届出期間 | 平成21年6月30日 |
| ②認否書の提出期限 | 平成21年10月23日 |
| ③更生債権等の一般調査期間 | 平成21年10月30日から平成21年11月10日まで |
| ④管財人の選任について書面により意見を述べること
ができる期間 | 平成21年4月30日まで |
| ⑤管財人の報告書（会社更生法84条1項）の提出 | 平成21年6月30日 |
| ⑥更生計画案の提出期限（関係者） | 平成21年12月25日 |
| ⑦更生計画案の提出期限（管財人） | 平成22年1月29日 |

（注）上記日程につきましては、今後の手続きの進行によっては変更となる場合があります。

以 上